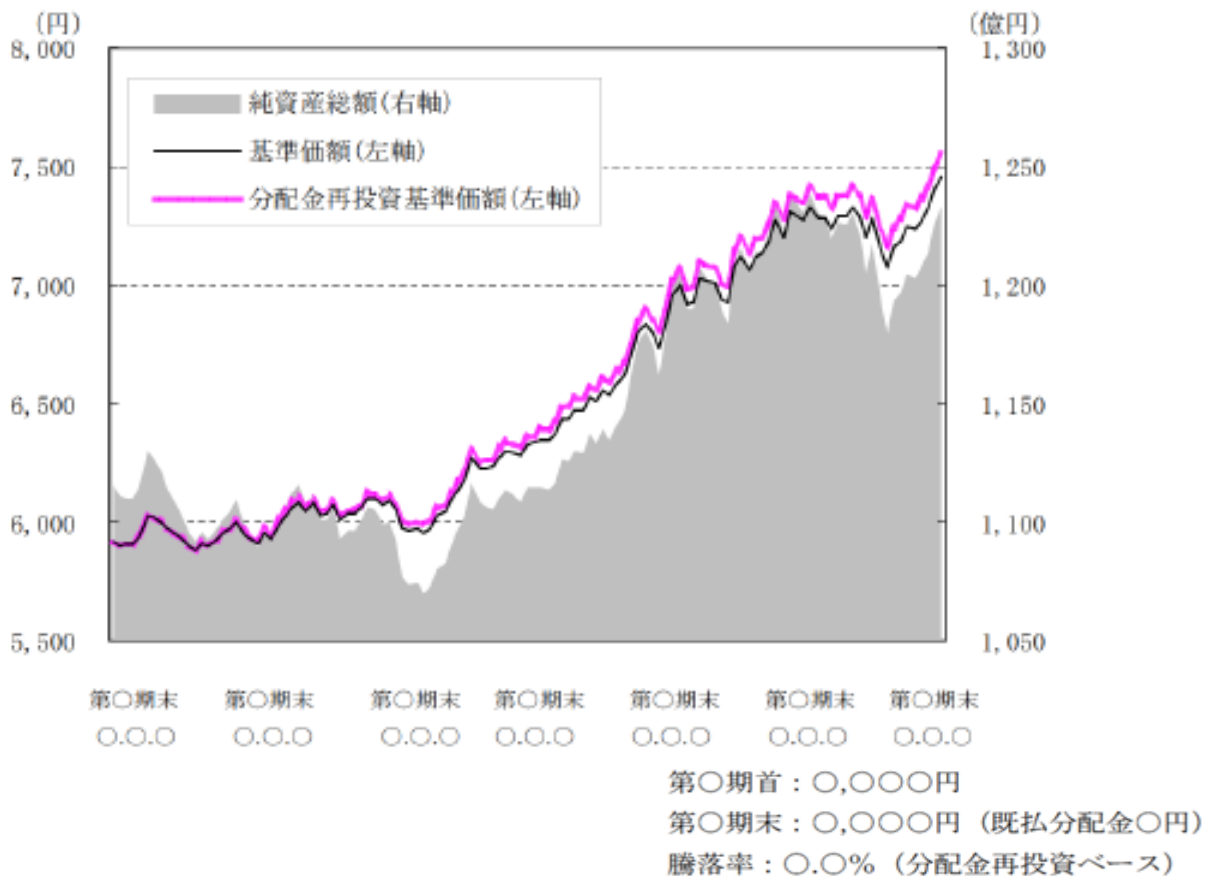


投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
（交付運用報告書の表紙の表示事項） 第 3 条の 2 投資信託の交付運用報告書（投信法第 14 条第 4 項に規定するものをいい、以下「交付運用報告書」という。以下同じとし、第 6 章を除く。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。 （１）「交付運用報告書」の表示 （２）交付目論見書（私募の投資信託にあつては、準ずるものを含む。以下、本条及び次条において同じ。）の表紙に記載の当該投資信託の名称及び商品分類 （３）期別及び決算年月日（計算期間が 6 ヶ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）並びに作成対象期間 （４）決算年月日（計算期間が 6 ヶ月未満の投資信託については、作成対象期間の最後の決算年月日とする。）における基準価額及び純資産総額 （５）計算期間中（計算期間が 6 ヶ月未満の投資信託については、「作成対象期間」とする。）における分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。以下同じ。）の騰落率及び分配金合計 （６）委託会社の名称及び住所 （７）問い合わせ先の名称及び電話番号等 以下の事項を記載するものとする。 ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間 ② 委託会社のホームページアドレス等 ③ 運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付される旨及び入手方法 （８）受益者の皆様へ 「受益者の皆様へ」を記載するものとする。この場合、交付目論見書	1．表紙の表示事項（規則第 3 条の 2） （８）受益者の皆様へ イ．表示例	（１）同様に記載する。 （２）「商品分類」を定める指針がないため、交付目論見書の記載に準じて記載する。 （３）同様に記載する。 （４）同様に記載する（ただし、外貨ベース）。 （５）騰落率は、実務上入手可能な基準価格のデータを利用して計算する。分配金合計は、当該作成対象期間に係る 1 口当たり分配金額（税引前）を記載する（ただし、外貨ベース）。なお、外国投資信託において一般的でない用語は必要に応じて注記を行う。 （６）管理会社の名称を記載する。 （７） ①国内投信と異なり、問合せ先の部署や電話番号は、交付運用報告書の記載事項となっていないので、①に対応する事項は記載しない（投資信託財産の計算に関する規則 58 条の 2 第 1 項 21 号参照）。 ②管理会社のホームページは、交付運用報告書の記載事項ではなく、必ずしも開設されていないため、②に対応する事項は記載しない。 ③同様に記載する。 （８）同様に記載する（交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
の「ファンドの目的・特色」に記載した内容を引用した上で、表示するものとする。 （９）運用方針 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針を参考に文章にて簡潔にわかりやすく表示するものとする。なお、表示に当たっては前号との重複を避けるため、表示箇所をまとめる等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。 （10）その他の記載事項 投資信託約款において運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法（投信法第14条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあっては、その旨及び運用報告書（全体版）に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報 （交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順） 第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。 （１）運用経過の説明 運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。 ① 基準価額等の推移 基準価額等の推移を図を用い表示するものとする。	受益者の皆様へ 毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。 さて、「〇〇〇〇ファンド」は、このたび、第〇期の決算を行いました。 当ファンドは、～をめざして運用を行いました。今期の運用経過等について、以下のとおりご報告いたします。 今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。 ロ. 「受益者の皆様へ」の表示上の留意事項 （イ）表示に当たっては、目立つように工夫の上、上記の表示例を参考に表示するものとする。 2. 本文中の表示項目（規則第3条の3） 本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。 （1）運用経過の説明 ① 基準価額等の推移 イ. 表示例	内容を参考に記載する。） （９）同様に記載する（交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の内容を参考に記載する。） （10）日本証券業協会・投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ平成26年11月27日付「外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について―投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」報告書―」に基づき記載する。 （1）運用経過の説明については、投信協会規則に実務上可能な限り近づけるため、次の①から⑨までについて、以下のとおり記載するよう努める。 ①実務上入手可能なデータに基づき、グラフを作成する。 作成対象期間における1口当たり純資産価格のほか、可能な限り分配金再投資1口当たり純資産価格（日次・月次を問わない）を

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
	 第〇期首：〇,〇〇〇円 第〇期末：〇,〇〇〇円（既払分配金〇円） 騰落率：〇.〇%（分配金再投資ベース） ＊分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。 ＊分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。 ロ．表示上の留意事項 （イ）作成対象期間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。 （ロ）基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。 （ハ）当該折れ線グラフに純資産総額の推移の表示を面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。 （ニ）作成対象期間の期首及び期末の基準価額並び騰落率（分配金再投資後）を表示するものとする。また、期末の基準価額の表示の近傍に「既払分配金額」を併せて表示するものとする。 （ホ）当該図には、ベンチマークを併記することを原則とする。 （ヘ）上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。 ・分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものである旨	記載する。 注意書については、グラフに使用するデータの内容に基づき誤解の生じないように記載する。 なお、１口当たり純資産価格については、外国投資信託における通常の表示に従い、前期末のものと当期末のものを記載する。 また、期末の１口当たり純資産価格の近傍には当期の分配金額を表示する。 「分配金再投資１口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして算出したものであり、運用の実質的パフォーマンスを示すものである」旨、「分配金再投資１口当たり純資産価格は、前期末の１口当たり純資産価格を起点として計算（または指数化）したものである」旨、「ファンドの購入価額により課税条件は異なるので、お客様の損益の状況を示すものではない」旨注記する。 グラフの目盛りについては、変化の程度を把握できるよう適切なものを使用する。

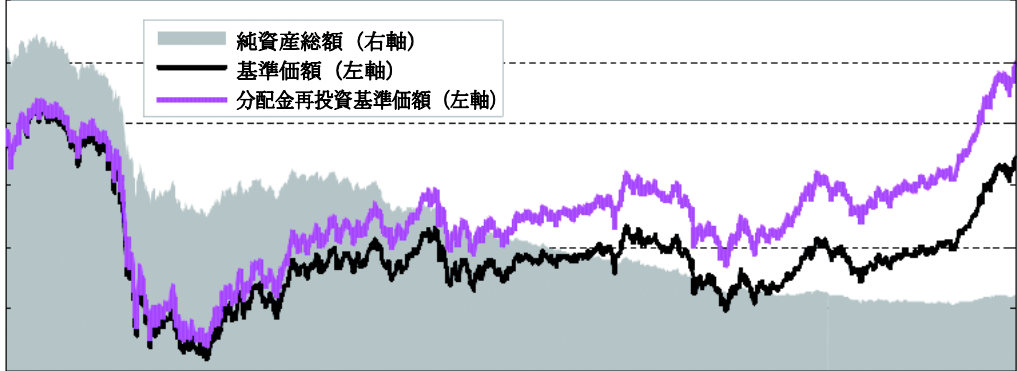
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																				
② 基準価額の主な変動要因を、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。 ③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細 当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。 （イ） 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載するものとする。 （ロ） 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。 （ハ） 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。 （ニ） 投資先ファンドについての注記を付すこととする。	・分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なるので、お客様の損益の状況を示すものではない旨 ② 基準価額の主な変動要因 基準価額の主な変動要因の説明に当たっては、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。 ③ 1万口当たりの費用の明細 イ. 様式例 計算期間が6ヶ月未満のファンド ○ 1万口当たりの費用明細 <table><tr><th rowspan="3">項 目</th><th colspan="2">第〇〇期～第〇〇期</th><th rowspan="3">項目の概要</th></tr><tr><th colspan="2">（〇.〇.〇～〇.〇.〇）</th></tr><tr><th>金額</th><th>比率</th></tr><tr><td>(a) 信託報酬 （投信会社） （販売会社） （受託会社）</td><td>円</td><td>%</td><td>（注1）中の記載箇所（☆1） （注1）中の記載箇所（☆2） （注1）中の記載箇所（☆3） （注1）中の記載箇所（☆4）</td></tr><tr><td>(b) 募集手数料</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(c) 売買委託手数料 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （商 品） （先物・オプション）</td><td></td><td></td><td>（注1）中の記載箇所（☆5）</td></tr></table>	項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要	（〇.〇.〇～〇.〇.〇）		金額	比率	(a) 信託報酬 （投信会社） （販売会社） （受託会社）	円	%	（注1）中の記載箇所（☆1） （注1）中の記載箇所（☆2） （注1）中の記載箇所（☆3） （注1）中の記載箇所（☆4）	(b) 募集手数料				(c) 売買委託手数料 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （商 品） （先物・オプション）			（注1）中の記載箇所（☆5）	②実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載する。ただし、基準価額の主な変動要因を分析できるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならないとする場合などがある。このような場合は、原則として、他の記載項目を参照する方法によることとする。参照すべき情報が入手できないときは、かかる項目を記載できないなどの例外がありうる。 ③外国投資信託の場合、1口当たりの当初発行価格がばらばらであることから、投資者の誤解を避けるため、金額は記載せず、比率のみ記載することとする。 有価証券届出書又は有価証券報告書において、純資産総額に対する料率等が開示されている項目については、当該料率等を記載する。それ以外の項目については、作成対象期間における費用の実費を作成対象期間末のファンドの純資産総額で除して100を乗じて計算する。 上記に対応し、「各報酬については、目論見書に定められている料率（金額）を記している。『その他の費用』には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれる。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して
項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要																			
	（〇.〇.〇～〇.〇.〇）																					
	金額	比率																				
(a) 信託報酬 （投信会社） （販売会社） （受託会社）	円	%	（注1）中の記載箇所（☆1） （注1）中の記載箇所（☆2） （注1）中の記載箇所（☆3） （注1）中の記載箇所（☆4）																			
(b) 募集手数料																						
(c) 売買委託手数料 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （商 品） （先物・オプション）			（注1）中の記載箇所（☆5）																			

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）				外国投信の記載方法
	(d) 有価証券取引税 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （公社債）			（注1）中の記載箇所（☆6）	100 を乗じた比率を表示しているが、実際の比率とは異なる」旨注記する。 項目の概要欄には、対価とする役務の内容や、費用の細目を実務上合理的な範囲で記載する。 なお、複数クラスが設定されている場合、クラス毎に内容が異なる項目については原則としてクラス毎に記載することとするが、各クラスに費用を割り付けるための情報を入手することが困難である場合等は、クラスごとの記載はせず、必要な注記を行ったうえで、ファンド単位（財務諸表単位）で記載することも可とする。
	(e) その他費用 （保管費用） （監査費用） （その他）			（注1）中の記載箇所（☆7）	
	合 計				
	計算期間が6ヶ月以上のファンド				
	○ 1万口当たりの費用明細				
	項 目	当 期 （〇.〇.〇～〇.〇.〇）		項目の概要	
		金額	比率		
	(a) 信託報酬 （投信会社） （販売会社） （受託会社）	円	%	（注1）中の記載箇所（☆1） （注1）中の記載箇所（☆2） （注1）中の記載箇所（☆3） （注1）中の記載箇所（☆4）	
	(b) 募集手数料				
	(c) 売買委託手数料 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （商 品） （先物・オプション）			（注1）中の記載箇所（☆5）	
	(d) 有価証券取引税 （株 式） （新株予約権証券） （オプション証券等） （新株予約権付社債（転換社債）） （公社債）			（注1）中の記載箇所（☆6）	
	(e) その他費用 （保管費用） （監査費用） （その他）			（注1）中の記載箇所（☆7）	
	合 計				

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
	（注１） 以下に係る注記中、（☆）箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。 （単位型投資信託） （欄外注記）項目の概要 期中において発生した費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。 （計算方法は記載するが、実数は省略しても良い） （☆１）(a) 信託報酬＝〔期中の平均基準価額〕×信託報酬率（※） （※）信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。 若しくは $= \frac{\text{〔半期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔半期末の受益権口数〕}} + \frac{\text{〔期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔期末の受益権口数〕}}$ 期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。 「比率」欄は「１万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。 なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。 （☆２） 委託した資金の運用の対価 （☆３） 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 （☆４） 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価 $\text{（☆５）(c) 売買委託手数料} = \frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 $\text{（☆６）(d) 有価証券取引税} = \frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金 $\text{（☆７）(e) その他費用} = \frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
	その他費用 ・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用 ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。 （追加型投資信託） （欄外注記）項目の概要 期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。 （計算方法は記載するが、実数は省略しても良い） （☆１）(a) 信託報酬＝〔期中の平均基準価額〕×信託報酬率 期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。 「比率」欄は「１万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」 なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。 （☆２） 委託した資金の運用の対価 （☆３） 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 （☆４） 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価 〔期中の売買委託手数料〕 （☆５）(c) 売買委託手数料＝$\frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 〔期中の有価証券取引税〕 （☆６）(d) 有価証券取引税＝$\frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金 〔期中のその他費用〕 （☆７）(e) その他費用＝$\frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$ その他費用	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
	・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用 ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。 （単位型及び追加型投資信託） （注 2） 各項目毎に円未満は四捨五入してあります。 なお、ファミリーファンド方式の場合は、（注 1）に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。 『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含みます。』 ロ． 1 万口当たりの費用明細の表示上の留意事項 （注 1） の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項 （イ） 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。（単位未満切捨） （ロ） 期中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。（元本が 1 口 1 円のファンドは、基準価額を表示する単位） （ハ） 1 万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入。 （ニ） 期中平均基準価額は各月末の単純平均。 （ホ） 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。 売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末（決算の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。 （ヘ） 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、ベビーファンドが直接支払ったものに、配当等収益額計算書に準じて計算した当該ベビーファンドに帰属するマザーファンドの各々の金額を加算する。 （ト） 当該額が負（マイナス）になる場合は、表中に△を付す。 （チ） 計算期間が 6 ケ月未満のファンドについては、各計算期間の(a)～(e)を算出し、作成期末から過去 6 ケ月間において合算して表示することとする。ただし、各決算毎に表示しても差し支えない。 （リ） 計算期間が 6 ケ月以上のファンドについて、前期分の表示をしても差し支えない。 （ヌ） 直販専用ファンドについては、信託報酬における販売会社の項目は表示しなくもよいこととする。 （ル） ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。 （ヲ） 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。 なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1 万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。 （ワ） 「比率」欄は「1 万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して 100 を	

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																																								
④ 最近 5 年間の基準価額等の推移 最近 5 年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。 （イ） 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。 なお、分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。 （ロ） 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。 （ハ） 最近 5 年間ににおける決算日における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。 なお、計算期間が 6 ヶ月又は 6 ヶ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。 （ニ） 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。 （ホ） 運用実績が 5 年未満であってもグラフの横軸は 5 年とするものとする。	④ 最近 5 年間の基準価額等の推移 イ．表示例 （円） （〇.〇.〇～〇.〇.〇）（億円） <table><tr><th></th><th>〇年〇月〇日 期初</th><th>〇年〇月〇日 決算日</th><th>〇年〇月〇日 決算日</th><th>〇年〇月〇日 決算日</th><th>〇年〇月〇日 決算日</th><th>〇年〇月〇日 決算日</th></tr><tr><td>基準価額 (円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>期間分配金合計 (税込み) (円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>分配金再投資基準価額騰落率 (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>××××指数 (円建て) 騰落率 (%)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>純資産総額 (百万円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）〇〇〇〇指数 (円建て)、△△△△指数 (円建て)、×××× (円建て) は当ファンドの参考指数です。 参考指数は投資対象資産の市場動向を説明する代表的な指数として記載しております。 ●参考指数に関して ・〇〇〇〇指数は、…………… ・△△△△指数は、…………… ・××××指数は、…………… ・海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。 ロ．表示上の留意事項 （イ）最近 5 年間ににおける基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。 （ロ）基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。 （ハ）当該折れ線グラフに純資産総額の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。 （ニ）最近 5 年間ににおける決算日における基準価額、期間分配金（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用い表示するものとする。なお、計算期間が 6 ヶ月または 6 ヶ月未満のファンド		〇年〇月〇日 期初	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	基準価額 (円)							期間分配金合計 (税込み) (円)							分配金再投資基準価額騰落率 (%)							〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)							△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)							××××指数 (円建て) 騰落率 (%)							純資産総額 (百万円)							④実務上入手可能なデータに基づき、グラフを作成する。 作成対象期間における 1 口当たり純資産価格のほか、可能な限り分配金再投資 1 口当たり純資産価格（日次・月次を問わない）を記載する。 注意書については、グラフに使用するデータの内容に基づき誤解の生じないように記載する。 「分配金再投資 1 口当たり純資産価格について、ある時点の 1 口当たり純資産価格を起点として計算（または指数化）したものである」旨注記する。 ベンチマーク・参考指数が有価証券届出書又は有価証券報告書に明記されているものについて、実務上入手可能な情報に基づき同様に記載する。ベンチマーク・参考指数のない外国投資信託については、その旨注記する。 グラフの目盛りについては、変化の程度を把握できるよう適切なものを使用する。
	〇年〇月〇日 期初	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日	〇年〇月〇日 決算日																																																				
基準価額 (円)																																																										
期間分配金合計 (税込み) (円)																																																										
分配金再投資基準価額騰落率 (%)																																																										
〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
××××指数 (円建て) 騰落率 (%)																																																										
純資産総額 (百万円)																																																										

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
⑤ 当該投資信託の投資環境について、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。 ⑥ 当該投資信託のポートフォリオについては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。 ⑦ 当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。 ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて、文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。 また、当該投資信託の基準価額とベンチマークの騰落率の対比を棒グラフで表示するものとする。なお、ベンチマークを設けていない場合は、その旨を記載するとともに、参考指数の騰落率に代えて表示するものとする。	については、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。 （ホ）当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。 （ヘ）株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、以下の注意書きを参考にして表示するものとする。 （例示）〇〇〇〇指数、△△△△指数、××××指数は当ファンドの参考指数です。参考指数は投資対象資産の相場を説明する代表的な指数として記載しているものです。 （ト）株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、「参考指数に関して」と当該指数の説明を表示するものとする。 （チ）運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。 ⑤ 投資環境 表示に当たっては、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする ⑥ 当該投資信託のポートフォリオ 表示に当たっては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用の経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。 ⑦ 当該投資信託のベンチマークとの差異 イ．表示例	⑤実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載すること に努める。ただし、かかる説明を行えるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならないとする場合などがある。このような場合は、原則として、他の記載項目を参照する方法によることとする。参照すべき情報が入手できないときは、かかる項目を記載できないなどの例外がありうる。 ⑥上記⑤と同じ。 ⑦ベンチマーク・参考指数が有価証券届出書又は有価証券報告書に明記されているものについて、実務上入手可能な情報に基づき同様に記載する。 ベンチマーク又は参考指数の性質に応じて、1口当たり純資産価格と対比するか又は分配金再投資1口当たり純資産価格と対比するかを合理的に判断するもの

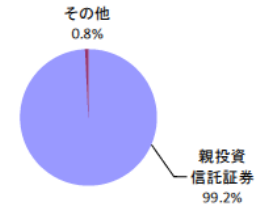
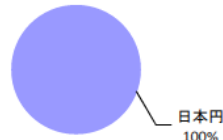
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																																											
なお、ベンチマークを有していない投資信託及び参考指数のない投資信託にあっては、この限りでない。	当ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、当ファンドの基準価額と参考指数の騰落率の対比です。 (%) 基準価額と参考指数の対比（期別騰落率） <table><tr><th>第〇期 〇.〇.〇</th><th>第〇期 〇.〇.〇</th><th>第〇期 〇.〇.〇</th><th>第〇期 〇.〇.〇</th><th>第〇期 〇.〇.〇</th><th>第〇期 〇.〇.〇</th></tr><tr><td>基準価額</td><td>〇〇〇〇指数（円建て）</td><td>△△△△指数（円建て）</td><td>××××指数（円建て）</td><td>基準価額</td><td>〇〇〇〇指数（円建て）</td></tr></table> ロ．表示上の留意事項 （イ）当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間末の当該投資信託の基準価額とベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率の対比を棒グラフを用い表示するものとする。 （ロ）ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）との対比表記を原則とし、表記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。 ⑧ 分配金 イ．表示例 第〇期から第〇期の 1 万口当たり分配金（税込み）はそれぞれ〇円といたしました。なお、留保益につきましては、今後の運用方針に基づき運用させていただきます。 計算期間が 6 ヶ月未満のファンド（毎月決算の例） <table><tr><td></td><td colspan="6">(単位：円・％、1 万口当たり・税引前)</td></tr><tr><th rowspan="3">項 目</th><th>〇期</th><th>〇期</th><th>〇期</th><th>〇期</th><th>〇期</th><th>〇期</th></tr><tr><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>～</td></tr><tr><td></td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td><td>〇年〇月〇日</td></tr><tr><th>当期分配金 (対基準価額比率)</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	基準価額	〇〇〇〇指数（円建て）	△△△△指数（円建て）	××××指数（円建て）	基準価額	〇〇〇〇指数（円建て）		(単位：円・％、1 万口当たり・税引前)						項 目	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	～	～	～	～	～	～		〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	当期分配金 (対基準価額比率)														とする。 なお、外国投資信託については、作成対象期間と計算期間が同一期間であることが通常であり、この場合、当期における騰落率を対比することになる。 なお、月末日が決算日でないファンドの場合などについては誤解を生じないよう必要な注記を行う。 ⑧外国投資信託の場合、1 口当たりの当初発行価格がばらばらであり、クラス毎に通貨建ても異なるケースが多い一方、交付運用報告書の他の部分では 1 口当たり情報を記載していることから、誤解を避けるため、原則として 1 口当たりの情報を記載する。 また、分配金の支払原資については、当期の収益か否かにより区分する考えがないため、支払原資に関する情報は記載できないという場合がある。このため、各分配時における分配の程度を投資者が知ることができるように、原則
第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇	第〇期 〇.〇.〇																																																								
基準価額	〇〇〇〇指数（円建て）	△△△△指数（円建て）	××××指数（円建て）	基準価額	〇〇〇〇指数（円建て）																																																								
	(単位：円・％、1 万口当たり・税引前)																																																												
項 目	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期																																																							
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日																																																							
	～	～	～	～	～	～																																																							
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日																																																							
当期分配金 (対基準価額比率)																																																													

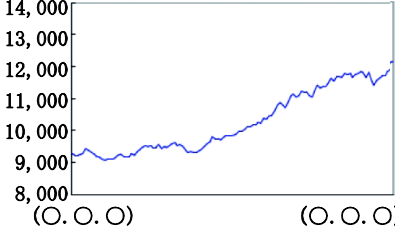
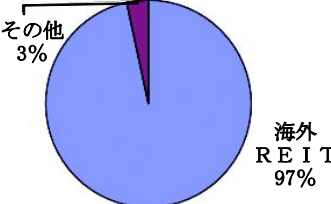
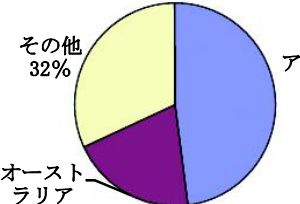
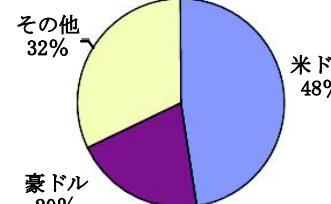
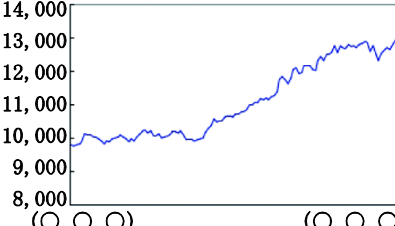
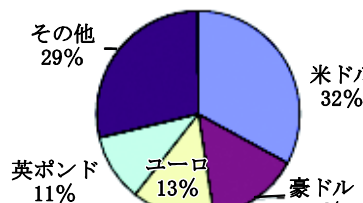
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																			
	<table><tr><td></td><td>当期の収益</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>当期の収益以外</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">翌期繰越分配対象額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例） (単位：円・％、1万口当たり・税引前) <table><tr><td rowspan="2">項 目</td><td>○期</td></tr><tr><td>〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>当期分配金 (対基準価額比率)</td><td></td></tr><tr><td>当期の収益</td><td></td></tr><tr><td>当期の収益以外</td><td></td></tr><tr><td>翌期繰越分配対象額</td><td></td></tr></table> ロ．表示上の留意事項 (イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。 (ロ) 表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。 (ハ) 「当期分配金」には「(対基準価額比率)」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。 (ニ) 「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補填後の売買益(含、評価益)」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。 (ホ) 「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。 (ヘ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。 なお、該当欄に数値がない場合は、「－」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。 また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示することから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。 (ト) 「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。		当期の収益								当期の収益以外							翌期繰越分配対象額								項 目	○期	〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日	当期分配金 (対基準価額比率)		当期の収益		当期の収益以外		翌期繰越分配対象額		として以下の情報を記載することとする。 「各分配落日における ・1口当たり純資産価格 ・1口当たり分配金額及び対1口当たり純資産価格比率 ・分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」 また、以下を注記する。 ・「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。 対1口当たり純資産価格比率（％）＝100×a／b a＝当該分配落日における1口当たり分配金額 b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額 ・「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。 分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額＝b-c b＝当該分配落日における1口当たり純資産価格＋当該分配落日における1口当たり分配金額 c＝当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格 ・表に記載される最初の分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格の額 なお、留保金として管理を行うも
	当期の収益																																				
	当期の収益以外																																				
翌期繰越分配対象額																																					
項 目	○期																																				
	〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日																																				
当期分配金 (対基準価額比率)																																					
当期の収益																																					
当期の収益以外																																					
翌期繰越分配対象額																																					

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
⑨ 親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、当該投資信託について記載する箇所にあわせて記載できるものとする。 （２）今後の運用方針 組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。 （３）お知らせ 当期中において、投資信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。	（２）今後の運用方針 表示に当たっては、組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。 （３）お知らせ イ．表示例 ○運用体制の変更について 当作成期間中に、運用方針の決定に関わる部門にクレジットリサーチチームを組織しました。同チームにより格付機関の情報を総合的に整理・活用することで、投資対象企業の信用力の分析力を強化することを狙いとしています。 ロ．表示上の留意事項 （イ）表示に当たっては、当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断	ものがないことから、本文において、「なお、留保益につきましては、今後の運用方針に基づき運用させていただきます。」との記載は要しないものとする。 また、『『分配金を含む１口当たり純資産価格の変動額』は、当該分配落日における１口当たり分配金額を比較する目的で、便宜上算出しているものである旨』記載する。 （２）ファンド全体に関する今後の運用方針は、これまで同様記載する。 組入れ資産毎の運用方針についても、実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載することに努める。 ただし、かかる説明を行えるのは、投資運用会社であるところ、外国投資信託の場合は、海外の会社がこれを務めるケースが多く、当該会社が、会社としてのポリシーに基づき受益者に提供できる情報は平等でなければならないとする場合など、組入れ資産毎の運用方針を記載できないなどの例外がありうる。 （３）同様に記載する（判断者は管理会社とする）。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																
（４）当該投資信託の概要　当該投資信託の概要（商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針）を表を用いて表示するものとする。	した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。 （４）当該投資信託の概要 イ．様式例 <table><tr><td>商品分類</td><td colspan="2">追加型／海外／資産複合</td></tr><tr><td>信託期間</td><td colspan="2">無期限</td></tr><tr><td>運用方針</td><td colspan="2">海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</td></tr><tr><td rowspan="4">主要投資対象</td><td>当ファンド</td><td>①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券</td></tr><tr><td>世界・ソブリン・マザーファンド</td><td>海外の公社債等</td></tr><tr><td>海外REITマザーファンド</td><td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券</td></tr><tr><td>海外高配当株マザーファンド</td><td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）</td></tr><tr><td>当ファンドの運用方法</td><td colspan="2">①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。</td></tr><tr><td>分配方針</td><td colspan="2">分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</td></tr></table> ロ．表示上の留意事項 （イ）当該投資信託の概要を表示するに当たっては、商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針について、表示するものとする。 （５）代表的な資産クラスとの騰落率の比較　参考情報として、交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について、計算期間末日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成期間末日とする。）の直近月末時点のデータを用いて最新のデータに更新したものを表示するものとする	商品分類	追加型／海外／資産複合		信託期間	無期限		運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。		主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）	当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。		分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。		（４）同様に記載する。ただし、商品分類については、交付目論見書の記載に準じた記載とする。								
商品分類	追加型／海外／資産複合																																	
信託期間	無期限																																	
運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。																																	
主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券																																
	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等																																
	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券																																
	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）																																
当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。																																	
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。																																	
	イ．表示例 (%) (〇年〇月～〇年〇月) <table><tr><th>資産クラス</th><th>当ファンド</th><th>日本株</th><th>先進国株</th><th>新興国株</th><th>日本国債</th><th>先進国国債</th><th>新興国債</th></tr><tr><td>平均値</td><td>4.3</td><td>28.5</td><td>1.2</td><td>4.9</td><td>4.1</td><td>2.6</td><td>10.9</td></tr><tr><td>最大値</td><td>35.5</td><td>28.5</td><td>57.0</td><td>91.6</td><td>4.1</td><td>2.6</td><td>38.9</td></tr><tr><td>最小値</td><td>-23.9</td><td>-45.4</td><td>-47.9</td><td>-56.6</td><td>0.0</td><td>-18.9</td><td>-18.2</td></tr></table>	資産クラス	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国債	平均値	4.3	28.5	1.2	4.9	4.1	2.6	10.9	最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9	最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0.0	-18.9	-18.2	（５）交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」と同様に記載する。 使用するデータは、作成対象期間にかかわらず、交付目論見書において使用したデータと同じものも許容される（「ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移」を併記しても構わない。）。
資産クラス	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国債																											
平均値	4.3	28.5	1.2	4.9	4.1	2.6	10.9																											
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9																											
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0.0	-18.9	-18.2																											

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																
	(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率（％）) <table><tr><td></td><td>当ファンド</td><td>日本株</td><td>先進国株</td><td>新興国株</td><td>日本国債</td><td>先進国債</td><td>新興国債</td></tr><tr><td>平均値</td><td>+ 4.3</td><td>－ 13.6</td><td>+ 1.2</td><td>+ 4.9</td><td>+ 2.3</td><td>－ 8.8</td><td>+ 10.9</td></tr><tr><td>最大値</td><td>35.5</td><td>28.5</td><td>57.0</td><td>91.6</td><td>4.1</td><td>2.6</td><td>38.9</td></tr><tr><td>最小値</td><td>－ 23.9</td><td>－ 45.4</td><td>－ 47.9</td><td>－ 56.6</td><td>0</td><td>－ 18.9</td><td>－ 18.2</td></tr></table> （注）全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 ＊○年○月～○年○月の 5 年間ににおける 1 年騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。 ＊各資産クラスの指数 日本株・・・○○○○○ 先進国株・・・○○○○○ 新興国株・・・○○○○○ 日本国債・・・○○○○○ 先進国債・・・○○○○○ 新興国債・・・○○○○○ （注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。 ロ．表示上の留意事項 （イ）イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合における「（当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率（％））」は、表示しなくても差支えない。 （ロ）イメージ図の騰落率については、直近月末時点での騰落率であり、決算日時点のデータではないため、例えば、「上記の騰落率は直近月末から 60 ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。」旨の記載をする等、創意工夫して記載するものとする。 （6）当該投資信託のデータ 次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。 ① 当該投資信託の組入資産の内容 投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 1 項第 5 号から第 8 号及び第 10 号から第 15 号に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。 （イ） 作成期末の全銘柄数及び上位 10 銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。なお、上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位 3 ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする。また、全銘柄に関する詳細な情報等についての注記を付すものとする。 （ロ） 資産別配分、国別配分、通貨別配分について、基本は円グラフで表示するものとする。ただし、合計額が 100％超となる場合等、円グラフで表せない場合には棒グラフによる記載を可とする。ただし、棒グラフを使用する際等、必要に応じて注記を		当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	平均値	+ 4.3	－ 13.6	+ 1.2	+ 4.9	+ 2.3	－ 8.8	+ 10.9	最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9	最小値	－ 23.9	－ 45.4	－ 47.9	－ 56.6	0	－ 18.9	－ 18.2	（6） ①基本的に同様に対象期間末日のデータに基づき記載を行う。 資産別配分、国別配分、通貨別配分のグラフについては、外国投資信託の場合、クラスごとに為替ヘッジを行うなど、クラスに帰属する資産・負債がありうるため、誤解が生じないよう必要な注記を行ったうえで、当該外国投資信託の性質に応じた記載を行う必要がある。
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債																											
平均値	+ 4.3	－ 13.6	+ 1.2	+ 4.9	+ 2.3	－ 8.8	+ 10.9																											
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9																											
最小値	－ 23.9	－ 45.4	－ 47.9	－ 56.6	0	－ 18.9	－ 18.2																											

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																												
付記するものとする。 （ハ）円グラフは平面のグラフで記載するものとする。 （ニ）グラフは基本的に「純資産に対する比率」で作成し、例えば「ポートフォリオに対する比率」等で作成する場合にはその旨の注記を記載するものとする。 （ホ）上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする。 ② 純資産等 純資産総額、受益権総口数及び1万口当たりの基準価額を表を用いて表示するものとする。また、純資産等の表示の欄外に、「当期（当作成期間）中における追加設定元本額は〇〇百万円、同解約元本額は〇〇百万円です。」を記載するものとする。 なお、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間を表示するものとする。	<table><tr><td></td><td>第〇期末 〇年〇月〇日</td></tr><tr><td>世界・ソブリン・マザーファンド</td><td>32.8%</td></tr><tr><td>海外REITマザーファンド</td><td>32.8</td></tr><tr><td>海外高配当株マザーファンド</td><td>33.3</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.8</td></tr></table> （注）組入比率は純資産総額に対する各マザーファンドの評価額の割合です。 ○資産別配分  ○国別配分  ○通貨別配分  （注）国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。 ロ．表示上の留意事項 （イ）表示例は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。 （ロ）作成期間末日の組入資産の内容の表示に当たっては、作成期間末日の上位銘柄を表示し、それぞれの組入比率を図表を用い表示するとともに、資産別配分、国別配分、通貨別配分を円グラフを用い表示するものとする。 （ハ）当該投資信託がファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合は、計算期間末日（作成期間末日）における上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率を記載するものとする。 （ニ）「全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されています。」旨の注記をするものとする。 ② 純資産等 イ．表示例 <table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th>第〇期末</th><th>第〇期末</th><th>第〇期末</th><th>第〇期末</th><th>第〇期末</th><th>第〇期末</th></tr><tr><th>〇年〇月〇日</th><th>〇年〇月〇日</th><th>〇年〇月〇日</th><th>〇年〇月〇日</th><th>〇年〇月〇日</th><th>〇年〇月〇日</th></tr><tr><td>純資産総額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>受益権総口数</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td></tr><tr><td>1万口当たり基準価額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table> ※当作成期間（第〇期～第〇期）中における追加設定元本額は円、同解約元本額は円です。 ロ．表示上の留意事項 （イ）イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものと		第〇期末 〇年〇月〇日	世界・ソブリン・マザーファンド	32.8%	海外REITマザーファンド	32.8	海外高配当株マザーファンド	33.3	その他	0.8	項 目	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	純資産総額	円	円	円	円	円	円	受益権総口数	口	口	口	口	口	口	1万口当たり基準価額	円	円	円	円	円	円	②基本的に同様の記載を行うが、外国投資信託の場合、1口当たりの当初発行価格がばらばらであり、クラス毎に通貨建ても異なるケースが多い一方、交付運用報告書の他の部分では1口当たり情報を記載していることから、誤解を避けるため、原則として1口当たり純資産価格を記載する。 追加設定額及び買戻額については、財務諸表等により把握できない場合があるため、有価証券報告書の運用実績の欄に記載するものと同様に、原則として作成対象期間における販売口数及び買戻口数を記載する（但し、追加設定額及び買戻額について記載が可能な場合に当該記載をすること
	第〇期末 〇年〇月〇日																																													
世界・ソブリン・マザーファンド	32.8%																																													
海外REITマザーファンド	32.8																																													
海外高配当株マザーファンド	33.3																																													
その他	0.8																																													
項 目	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末																																								
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日																																								
純資産総額	円	円	円	円	円	円																																								
受益権総口数	口	口	口	口	口	口																																								
1万口当たり基準価額	円	円	円	円	円	円																																								

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法																																																																																						
③ 組入上位ファンドの概要 投資信託計算書類規則第 58 条の 2 第 2 項に規定の親投資信託等の投資先ファンドにつき、次に掲げる方法により表示するものとする。 ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位 10 銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。 （イ） 資産別配分、国別配分、通貨別配分については①（ロ）及び（ハ）に準ずるものとする。 （ロ） 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。 （ハ） 計算期間中の 1 万口当たりの費用の明細を記載するものとする。 （ニ） 投資先ファンドの構造において、2 層以上になる場合については、実質的な投資収益の源泉がわかるよう記載する等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。	する。 （ロ） 作成対象期間の純資産等の表示に当たっては、期末毎に純資産総額、受益権総口数及び 1 万口当たり基準価額を表示する。併せて、表外に作成対象期間における追加設定元本額及び同解約元本額を注記するものとする。 ③ 組入上位ファンド（銘柄）の概要 イ. 表示例 ◆海外REITマザーファンド (円) ○基準価額の推移  ○上位 10 銘柄 <table><tr><th>銘柄名</th><th>○○</th><th>比率</th></tr><tr><td>米国銘柄</td><td>:</td><td>%</td></tr><tr><td>英国銘柄</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>組入銘柄数</td><td>○銘柄</td><td></td></tr></table> <table><tr><th>項 目</th><th></th></tr><tr><td>(a) 売買委託手数料</td><td>円</td></tr><tr><td>(b) 有価証券取引税</td><td></td></tr><tr><td>(c) 保管費用</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td></tr></table> ○資産別配分  ○国別配分  ○通貨別配分  ◆海外高配当株マザーファンド (円) ○基準価額の推移  ○上位 10 銘柄 <table><tr><th>銘柄名</th><th>○○</th><th>比率</th></tr><tr><td>米国銘柄</td><td>:</td><td>%</td></tr><tr><td>英国銘柄</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>:</td><td>:</td><td></td></tr><tr><td>組入銘柄数</td><td>○銘柄</td><td></td></tr></table> <table><tr><th>項 目</th><th></th></tr><tr><td>(a) 売買委託手数料</td><td>円</td></tr><tr><td>(b) 有価証券取引税</td><td></td></tr><tr><td>(c) 保管費用</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td></tr></table> ○資産別配分  ○国別配分  ○通貨別配分  (注 1) 基準価額の推移、組入上位銘柄、資産別・国別・通貨別配分のデータは○年○月○日現在のものです。 (注 2) 1 万口当たりの費用の明細は組入れファンドの直近の決算期のものです。費用項目については 1 ページの注記をご参照ください。	銘柄名	○○	比率	米国銘柄	:	%	英国銘柄	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		組入銘柄数	○銘柄		項 目		(a) 売買委託手数料	円	(b) 有価証券取引税		(c) 保管費用		合 計		銘柄名	○○	比率	米国銘柄	:	%	英国銘柄	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		:	:		組入銘柄数	○銘柄		項 目		(a) 売買委託手数料	円	(b) 有価証券取引税		(c) 保管費用		合 計		を妨げるものではない。)(海外販売及び国内販売がある場合は両方を併記する。国内販売のみ場合はそれのみを記載することで足りる。なお、表による記載も可)。 ③実務上入手可能な情報に基づき可能な限り同様に記載すること に努める。 原則として、上記「① 当該投資信託の組入資産の内容」において組入上位銘柄として記載したファンドの情報を記載するが、組入比率が数パーセント程度であり、その他の主要な銘柄と比べて重要性が低い場合は、必ずしも記載を要しないものとする。 なお、投資先ファンドからみて交付運用報告書を作成する外国投資信託は受益者に過ぎないため、かかる情報はアニュアル・レポート記載の情報に限られる場合がある。このため、入手できないデータについてはその旨注記する。
銘柄名	○○	比率																																																																																						
米国銘柄	:	%																																																																																						
英国銘柄	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
組入銘柄数	○銘柄																																																																																							
項 目																																																																																								
(a) 売買委託手数料	円																																																																																							
(b) 有価証券取引税																																																																																								
(c) 保管費用																																																																																								
合 計																																																																																								
銘柄名	○○	比率																																																																																						
米国銘柄	:	%																																																																																						
英国銘柄	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
:	:																																																																																							
組入銘柄数	○銘柄																																																																																							
項 目																																																																																								
(a) 売買委託手数料	円																																																																																							
(b) 有価証券取引税																																																																																								
(c) 保管費用																																																																																								
合 計																																																																																								

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（投資信託協会）	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議（投資信託協会）	外国投信の記載方法
	(注3) 資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。 ロ．表示上の留意事項 （イ）イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。 （ロ）作成対象期間末日の組入上位ファンドの概要の表示に当たっては、交付目論見書のファンドの特色に応じて、作成対象期間末日の組入上位ファンドの銘柄毎に基準価額の推移、投資先ファンドの作成期間末日の上位 10 銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数、1 万口当たりの費用明細、資産別配分、国別配分、通貨別配分を表示するものとする。 表示に際しては、基準価額の推移は折れ線グラフを用い、投資先ファンドの作成期間末日の上位 10 銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数及び1 万口当たりの費用明細は表を用い、さらに資産別配分、国別配分、通貨別配分については円グラフを用い表示するものとする。なお、上位 10 銘柄以上を表示するに際し、通貨、種別、投資国等必要と考えられる項目を合わせて表示しても差支えないものとする。 （ハ）（ロ）に係る「1 万口当たりの費用明細」について、ファンド・オブ・ファンズの場合等で、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記するものとする。 （ニ）ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合は、直近の計算期間末日（作成期間末日）における上位 10 銘柄以上を記載し、銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数を記載するものとする。 （ホ）投資先ファンドの構造において、2 層以上になる場合は、階層構造の数に応じた円グラフを表示するか、又は、当該投資先ファンドから先のファンドについては、当該投資先ファンドにおいて、その実質的な投資先の資産構成がわかるよう円グラフを表示するものとする。 なお、その際には、ファンドの投資先の資産構成がわかるように表示しているため、「直接投資しているのはファンド（受益権）ですが、その先の投資資産を表示しております。」といった注記を記載する必要があることに留意するものとする。	
2 前項に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。		
3 交付運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。	3 . (略)	
4 公募追加型株式投資信託については、規則第 3 条第 5 項に準じた方法により、「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第 1 項第 1 号⑧の項目に表示するものとする。	4 . (略)	